

# 増頭奨励金、簡易牛舎の整備 の支援を活用し、和牛の増頭に取り組みましょう。

## 支援内容は？

NEW!

### ① 増頭奨励金の交付

✓畜産クラスター計画に基づき、優良な**和牛繁殖雌牛**を増頭する場合に、増頭実績に応じて**奨励金を交付**します。

✓**中小規模**の生産者へ**手厚く支援**するため、以下のような単価を設定しています。

本年1月1日の飼養規模	繁殖雌牛	
	50頭未満	50頭以上
奨励金の単価	<b>24.6万円/頭</b>	<b>17.5万円/頭</b>

### ② 簡易牛舎の整備支援

✓繁殖雌牛の増頭に取り組む者が行う、**簡易牛舎の整備**や**子牛用器具資材の導入**について支援します。（補助率1/2以内）

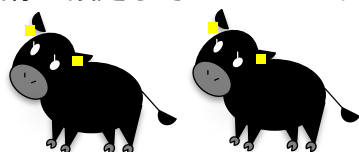
✓近年の建築コスト上昇を踏まえ、事業費の上限単価を**2.0万円/m<sup>2</sup>⇒2.5万円/m<sup>2</sup>**に引き上げました。

使いやすく!

## 支援を受けるには？（留意点）

### ① 増頭奨励金の交付

- ★ 優良な繁殖雌牛の導入・保留が対象です。（育種価で確認します。）
- ★ 期末（本年12月31日）と期首（本年1月1日）の飼養頭数を比べ、実績を確認して交付します。
- ★ 9ヶ月齢以上（期末）、14か月齢未満（導入時）の月齢要件があります。
- ★ 1生産者あたり50頭までが奨励金の上限です。
- ★ 子牛販売金額又は農業所得の10%増などの3年後に目指す成果目標を設定していただきます。



### ② 簡易牛舎の整備支援

- ★ 簡易牛舎とは以下の規模のものです。  
木造500m<sup>2</sup>/棟 以下  
鉄骨200m<sup>2</sup>/棟 以下
- ★ 生産者集団が整備し、農家へ貸し付けるものが補助対象です。
- ★ 増頭する繁殖雌牛の頭数分の整備が補助対象です。



お問い合わせ先：農林水産省または各地域の地方農政局畜産課まで

